

利用調整採点表(R7)

合計点数

児童名

年齢

希望園①

希望園②

希望園③

基本点数表

区分	類型	保護者状況		点数	父	母
1	就労	被雇用者 自営業 農業	月155時間以上の就労を常態としている場合	10		
			月140時間以上の就労を常態としている場合	9		
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8		
			月100時間以上の就労を常態としている場合	6		
			月80時間以上の就労を常態としている場合	5		
			月48時間以上の就労を常態としている場合	4		
		内職	月120時間以上の就労を常態としている場合	5		
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4		
			月48時間以上の就労を常態としている場合	2		
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週の期間を含む月単位の期間（多胎の場合は前14週から産後8週の期間を含む月単位の期間）である場合		6		
3	保護者の 疾病・障害	疾病	1ヶ月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10		
			安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	8		
			上記以外で通院加療が必要な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	3		
		障害	身体障害者手帳1～2級（聴覚障害者の場合は、2～3級）精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳Aの所持、若しくは介護保険の要介護認定5～3のいずれかに該当する場合	10		
			身体障害者手帳3級（聴覚障害者の場合は4級）、療育手帳Bの所持又は介護保険の要介護認定2～1のいずれかに該当する場合	6		
			身体障害者手帳4～6級に該当する場合	3		
			介護保険の要介護度が要支援に該当する場合	1		
4	同居親族等の 介護・看護	同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）の介護又は看護を状態としている場合		区分1を 準用		
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10		
6	求職中	就職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合		1		
7	就学等	日中に就学、技能修得等のため、保育することができない場合		区分1を 準用		
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10		
		DV等により保育を行うことが困難であると認められる場合		5		
9	育児休業中	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合		6		
10	その他	採用予定 就学予定 職場復帰	入園希望日の翌日から1ヶ月以内に採用される（勤務する、または就学する）予定がある場合	区分1から 2点減じたもの を準用		
		不存在	死亡・離婚・行方不明・別居（離婚調停又は裁判中に限る。）・拘禁等	10		
		その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができない等、市長が特別に認める場合	区分1～10 を準用		

※ 区分1における就労時間には、法定の休憩時間を含む。

※ 区分7について、**時間の制約がない**自宅で行う通信教育は除く。

※ 区分10中の「不存在」は、保護者状況欄の状況により、保護者が実質1名と認められる場合に、当該保護者の状況に該当する基本点数に、当該基本点数を加算する。

※ 複数の区分又は状況に該当する場合は、いずれかの高い方の基本点数を用いて算出する。